第 3 回

熊本県議会

水俣病対策特別委員会会議記録

平成19年6月19日

開会中

場所 第2委員会室

平成19年6月19日(火曜日)

午後3時11分開議午後3時37分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 平成19年5月以降の水俣病被害者対策について
- (2) 閉会中の継続審査事件について

出席委員(12人)

委員長 西 出 勝成 副委員長 前 H 收 員 倉 重 委 剛 員 児 玉 委 文 雄 委 員小杉 直 委 員 岩 中 伸 司 委 員 中 隆博 原 委 員平 野 みどり 委 員 大 西 ___ 史 委 員氷 室 雄一郎 委 員 鎌 \mathbf{H} 絀 員吉 委 永 和 世

欠席委員(2人)

委員外議員(1人)

議 員吉田忠道

田信

説明のため出席した者

環境生活部

次 長 富 永 安 昭 次 長 駒 崎 照 雄 環境政策課長 坂 本 愼 環境保全課長 古 庄 眞 喜 水環境課長 林 田 源 正 水俣病保健課長 谷 﨑 淳

部 長 村

水俣病審査課長 田 中 彰 治

事務局職員出席者

政務調查課課長補佐 内 田 豊 政務調查課課長補佐 楢木野 美紀子

午後3時11分開議

○西岡勝成委員長 それでは、ただいまから 第3回水俣病対策特別委員会を開催いたしま す。

審議に入ります前に、前回の委員会の後、 5月17日に、私と前川副委員長が、執行部の 村田環境生活部長とともに上京してまいりま したので、概要を御報告申し上げたいと思い ます。

まず、環境省に対しましては、実態調査の 分析はどうなっているのか、救済策の検討の 状況はどうなっているのかについて回答を強 く迫りましたが、それに対しては、上田環境 保健部長から、6月の与党PTでの会議に間 に合うように作業を行っているとの回答がご ざいました。

やっと再開した認定審査会も救済を待ち望んでおられる団体も、新たな救済策が6月中に示されることを強く期待されていることを申し上げ、データの分析を早急に進めるように強く要望をいたしたところでございます。

次に、与党PTの園田座長へは、臨時議会において、ほかに先んじて特別委員会を設置した旨を報告いたしまして、実態調査の回収が7割を超えるなど、一定の分析は可能な状況であり、分析を急ぐように環境省へ指示をいただくように依頼をしてまいりました。

救済策については、6月中に示されるということで、大変期待をいたしているところであり、被害者を初めとした多くの方々が納得される救済策の実現を強くお願いをいたして

きたところでございます。

園田座長は、財政負担の問題等々、大きな 課題がありますけれども、裁判を提起してい る方々も含め、できるだけ全面的に近い形で 解決ができるかが重要である旨の考え方でご ざいました。

また、あわせて、他の県選出の国会議員、 またPTの先生方にも、現状説明と早期解決 に向けたお願いをいたしてまいりました。

概要といたしましてはそのようなことでご ざいますので、まずもって御報告をいたした いと思います。

それでは、議題に入ります。

執行部からの報告を受けた後、質疑を行い たいと思います。

それでは、説明資料に基づきまして、谷崎 水俣病保健課長及び田中水俣病審査課長に説 明をお願いいたします。

○谷崎水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。委員会資料の1ページをお願いいたします。

1の主な経緯でございますけれども、前回5月の委員会後の状況をまとめております。

5月17日には、先ほども西岡委員長の方から話がありましたように、前川副委員長ともども、県選出の国会議員の方々に、新たな救済策の実現に向けた要望を行っていただいております。また、本会議終了後、村上議長及び馬場副議長にも同じく要望を行っていただいております。重ねてお礼を申し上げる次第でございます。

この間、5月16日、それから5月18日に訴訟が相次いで提起されております。また、5月26日には、最高裁判決以降では第2回目となります認定審査会を開催いたしております。

2の国における救済策の検討状況について でございますが、まず、環境省からの委託を 受けまして、本県分として9,999人のアンケ - 一ト調査と、その5%に当たる方々の面接調 - 査を実施いたしました。

その結果につきましては、先ほど委員長の 方からも御報告がありましたように、現在、 環境省が、与党PTの指示を受けまして集計、 分析を行っている状況だと思います。その結 果と新たな救済策が次回与党PTの会議で示 されるものと考えております。

なお、この与党PTにつきましては、22日 金曜日に開催するという通知がただいま届いたところでございます。なお、それに先立ちまして、21日に自民党水俣病問題小委員会が開催される通知もあわせて参っております。いずれも、県及び県議会の出席要請がなされております。

救済策の実現に向けまして、さらに頑張ってまいりますので、より一層のお力添えを賜りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○田中水俣病審査課長 水俣病審査課でござ います

引き続きまして、資料の2ページ、3の認 定申請等の状況について御説明いたします。

- (1)の認定申請の状況につきましては、本 県への認定申請者数が、5月31日現在で3,34 4人となっています。
- (2)の認定審査会の開催につきましては、 関西訴訟最高裁判決以降、第2回目となる審査会を5月26日に開催したところでございますが、引き続き、検診の状況等を勘案しながら、認定審査会の円滑な開催に努めてまいりたいと考えております。
- (3)の認定検診の状況につきましては、前回と内容の変更はございません。

次に、4の水俣病に関する裁判の状況等についてでございますが、(1)、それから次の3ページの(2)につきましては、前回と内容の変更はございません。

(3)の水俣病認定申請棄却処分取消等請求

訴訟につきましては、先月16日に提訴がございまして、訴えの内容は、関西訴訟最高裁判決で損害賠償請求が認容された原告1名の方が、国の公害健康被害補償不服審査会が行った棄却裁決の取り消し、また、県が行った棄却処分の取り消しと水俣病であることの認定を求めているものでございます。第1回口頭弁論が6月27日に予定されております。

(4)の水俣病認定義務づけ等請求訴訟につきましては、先月18日に提訴がございまして、訴えの内容は、関西訴訟最高裁判決で損害賠償請求が認容されました原告2名の方が、水俣病認定申請につきまして、長期にわたって処分をしていないことが違法であることの確認及び水俣病であることの認定を求めているものでございます。第1回口頭弁論が7月26日に予定されております。

以上でございます。

○西岡勝成委員長 以上で執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何か ございませんか。

○中原隆博委員 改選後の5月の臨時議会で、早々にこの水俣病対策特別委員会を立ち上げて、何とかこれは6月の会期末までに、政治的決断をもって、あるいは新たな救済策を一刻も早くというような形で立ち上げていただいたものと理解をいたしております。

そういう経過の中で、正副委員長、そしてまた正副議長がそろって上京し、与党PTあるいは関係省庁にそれぞれ何度も足を運んで、熱心に救済を一刻も早くというようなお願いがなされてきて今日に至ったと思うんですけれども、それを受けての与党PT、あるいはまた小委員会も含めてですが、国の動きというものが、県の意向あるいはまた議会の意向ということが非常にトーンダウンしたような形で受けとめておられたんじゃないかなと。

会期末の――またこれは会期延長になるかもしれませんけれども、そんな中で、5月にそういう形で正副委員長含めて――繰り返しになりますが、行っておられるということに対して、もう1カ月以上のブランクがあるわけですよね。

その間、また執行部も、それぞれ何回も足を運びながらやっておられるという中での国の受けとめ方というのが、非常に生ぬるいというか、そういうような印象を持つんですけれども、実際、現場の――執行部として、その辺をどのように受けとめておられるのか、まずは環境生活部長にお尋ねしたいと思います。

○村田環境生活部長 この半年といいますか、去年の夏に、ちょうど平成7年と同様にということで動き出しました。途中で、安倍内閣の成立であるとか、いろんな経緯も踏まえながら約1年間動いてきたわけですけれども、少なくとも6月末までに救済策を示すという方針の中で国の方が動いてきたことは、一つの事実でございます。その間、先ほど御報告がありましたように、議会、それから執行部ともども、その都度訴えてまいったわけです。

ただ、6月末といってももう目の前に来ておるので、今、中原委員の方から御発言がありましたような感じ方の中で心配をされる向きというのは大いにあろうかと思うんですけれども、少なからず――先ほどですけれども、通知が参った時点で、あさっての21日に自民党の小委員会、しあさっての22日に与党PTを開くということでございますので、現時点では、園田座長を初め国の方の動きに対して、全面の期待を持っておるというふうな状況に変わりはないかと思います。

そういう中で、もう早速我々も、明日以降 また上京したいと思いますけれども、正副委 員長ともども、与党PTあるいは自民党小委 の中で議論されるものも十分注視しながら、! ○大西一史委員 もう21日と22日にならなけ どういう形が出てくるのか、期待を申し上げ ながらいきたいと。

現時点では、いろんな意味で批判を申し上 げるということではなくて、国に対するある いは与党PTに対する期待感を大きく示した いというのが私の今の心情でございます。

○中原隆博委員 与党PTは、水俣病小委員 会の、言うなればある程度その骨格とか地な らしとか、そういう形をつくって水俣病小委 員会にまた諮って、それを党の意見としてあ るいはまたそれを踏まえて与党の意見として やっていかなければならないという思いがあ るわけですね。これは非常に政治的な高度な 政治判断を求められると。2日続けてそうい うことが簡単にできるだろうかと、私たちは その点を非常に危惧するわけですよね。その 点はどうでしょうか。

○村田環境生活部長 私自身は、その危惧に ついてどうこうというよりも、現時点では、 この状況の中で、先ほど申し上げましたよう に、もう自民党なり与党PTの動きに期待感 を申し上げると、今はもうその一念しかない かと思っております。その心配感というより は、そういう我々の期待をメッセージとして 送りたいと、このように思っております。

○中原隆博委員 非常にこれは、会期が若干 延びたりしましても、6月中の、言うなれば やっぱり政治決着、新しい救済策を、そして また望んでおられる各患者団体も何度となく 上京なさっておられるわけですから、その点 を踏まえた気持ちを国の方にぜひお願いした いと思っておりますので、よろしくお願いい たします。

○西岡勝成委員長 ほかにございませんか。

れば、私たちもこれは審議しようがないわけ で、とにかくそれに向けて県議会としては、 やっぱり期待をして注視するということしか ないのかなというふうに思います。

ただ、私個人的には、やはりこの間、相当 私たちもこの動向に対しては注視をしており ましたし、さきの水俣病対策特別委員会の中 でも私も申し上げましたけれども、やはり国 の動き、環境省の動きというのが、少し私は 幾分か動きが悪いといいますか、あんまりこ ういう批判的なことを言うとどうかとは思い ますが、やはり健康調査なりなんなりをして いる中で、我々もこういうのを非常に注目し ながら待っておるような状況でありますか ら、途中でもある程度の何か報告があっても よかったんじゃないかなという感じは、正直 言ってしております。

ただ、もうこの期に及んではいろいろ言っ ても仕方がありませんので、とにかく21日と 22日、委員長、副委員長大変御苦労かという ふうには思いますけれども、ぜひ我々の意の あるところをしっかり国の関係者の方に伝え ていただきたいということをお願い申し上げ ておきます。

○西岡勝成委員長 私も副委員長も、この委 員会の気持ちを踏まえて、小委員会、PTそ れぞれ出席をして、皆さん方に訴えをして、 一日も早い解決のために努力をしてまいりた いと思います。

余談になりますけれども、2~3日前に園 田代議士と会ったんですけれども、そのとき も内容等についてはお話を聞きましたけれど も、お答えいただけませんでした。

○前川收副委員長 お2人から御意見もあり ましたし、また、委員長からもお話もござい ましたし、あさって、それからしあさってに かけて出てくる内容いかんではという話は当

然でありますから、そのことを前提に話をすることはできないわけでわけでありますが、ひとつ何か僕らが、もちろん早くやってほしいということとか、患者団体、患者の皆さん方の願いというものの重さというものについては皆さんと共有しているつもりでありますけれども、今回の救済策をつくっていく過程の中で、やっぱりどういう手順をずっと踏んできたのか、また、平成7年の救済策というものが出た、それ以降の問題という部分も、やっぱり我々はある面では少し冷静であるべき部分もあるのかなと思っています。

非常に何か誤解を招くとあれですけれども、僕の率直な気持ちとして言えば、今回どういう救済策が出されても、平成7年のときの全面解決というものと同じような結果が出るとはどうしても思えない。今、患者団体の方々が、いわゆる訴訟をやめないと明確におっしゃっている団体があって、その皆さん方が、出てくる救済の内容いかんでは、すべて救済策に乗ってくるかと言われたときに、この中にいる皆さんでも、恐らくそうなるだろうとは言い切れない人の方が多いだろうと思います。私もそう思っています。

となると、平成7年当時とは環境が変わっていて、あのとき残ったのが関西訴訟だったわけですけれども、結果等を見れば、同じように救済策に乗る方と乗らない方、裁判、司法判断を仰ぐという形に分かれていくという、この道は結果としていつか来た道なんですね。平成7年のときに、人数の多い少ないは別としても、そのときに来たと。その後に裁判は当然残っていって、裁判の結果が一まあ何年かかるかでしょうけれども、同じような最高裁判まで争われて判決が出たというな最高裁判まで争われて判決が出たというな最高裁判まで争われて判決が出たというなような最高裁判まで争われて判決が出たというなよいのませんけれども、また繰り返されることもあり得るのかなということを、少しやっぱり心配も含めて考えております。

そのことは、私たちが心配すると同時に、

同じように国の方、国の行政機関やもしくは 国会議員のPTとかの皆さん方も同様の心配 をやっぱり持っていらっしゃるんだろうなと いうことは、別にかばうつもりで言っている わけじゃなくて、率直にそういう部分の心配 は、我々もやっぱり共有する問題として持っ とかなきゃいかぬとだろうというふうに思い ますし、もう1つ、全面解決という言葉が、 何をもって全面解決なのか、もしくは出され た救済策の評価が、何をもって評価になるの かという基準がないわけですね。まあ、患者 団体の皆さんから見れば、自分たちの要望ど おりであればいいということなのかもしれま せんけれども、それにしても訴訟が残るとい うことであれば、全面という言葉が使えるか と言われると、多分使えない。しかし、行政 としてやれる範囲、行政として、政治として 救済策をやれる範囲というのは、おのずと私 は限界があるものだというふうに、これもや っぱり我々は認識としては少しは持っとかな きゃならぬ内容の部分かなと。

そして、やっぱり世の中には、行政、政治で法律上どうしようもない、ならないという部分について裁判、司法の方で判断を仰ぐという手法が世の中には――世の中というか、日本の社会のシステムとしては認められているわけですから、その部分にいくことが、すべて裁判が残るからだめだということをもし我々が認識として持つのであれば、これ以上前に行けなくなってしまうような気がしてなりません。

非常に何か言い回しが悪くて申しわけないんですけれども、ニュアンスはおわかりいただけると思いますけれども、そういった部分についての気持ちも、出たときに――どういう内容が出るのか、全く私たちも、執行部を含めてわからないんですけれども、出たときに、僕らがそのことに対してどう反応するかという初動の問題も含めて、少し心を落ち着けて考えとった方がいいんじゃないかとい

う、これは個人的な意見であります。

○中原隆博委員 関連して。

今、前川副委員長からお話がありましたことは、私自身も、個人的に百も承知をしております。だから、100%をもって全面解決というとらえ方はいたしておりません。

ただ、人間にはそれぞれ寿命という問題もありますし、まあ70歳代、あるいはまた80歳代という方々もいらっしゃるわけですね。そういう人たちは、一刻も早くやっぱり救済すべきじゃないかと。それにはやっぱり政治解決以外にはないんじゃないかなと、そういう思いでの発言というふうにとらえていただければありがたいと思います。

○氷室雄一郎委員 今いろんな御意見がございましたけれども、6月にある一定の方向性を示されるということでございますが、8月が概算要求の時期でございますので、それが仮に若干ずれ込んだ場合は、救済策がまた遅れるということも考えられるわけでございますけれども、部長のお考えでも結構でございますけれども、これが仮にずれ込むということは考えにくいという判断でしょうか。

○村田環境生活部長 恐縮ですが、仮のお話 は、今は私は避けたいと思います。

先ほど申し上げましたように、もう目の前ですけれども、与党PTに対しての期待を申し上げたいし、先ほど前川副委員長からもありましたように、全面解決、あるいは全面解決に対する考え方、あるいは繰り返してはならないというふうないろんな思いの中で、その策の立案について、国の方も相当いろんな検討に検討を重ねて、現在も含めて動いているというふうに思います。

だから、ある意味で、我々もこの場に―― 直前の段階になっても即出てくるような状況 でないと、まあそういう向こう側の状況なり もある程度しんしゃくをしながら、それが仮 に延びた場合にということは、大変申しわけ ないですけれども、この場でそのことについ てお話しするよりは、今は期待で一杯である ということを申し上げたいと思います。

○氷室雄一郎委員 だから、これからまた21 日、22日に上京されていろんなお話をされる わけでございますけれども、今おっしゃった ような期待感も含めて、しっかり県議会でも、 また行政としても取り組んでこられたことに つきましての重みを、しっかり国の方も受け とめていただきたいということを、ここでは もうほかの議論もなかなかできませんもので すから、要望をして、私たちも期待をしたい と思います。よろしくお願いします。

○西岡勝成委員長 小委員会、与党PTも目前に迫っている前に、いろいろここで仮定の話をしてもどうかということもありますけれども、ほかに何かございませんか。

○鎌田聡委員 仮定の話はできないにして も、やっぱり万が一、あさって、しあさって に具体策が出ないときに、やっぱりこちらは こちらで、それでオーケーですよということ ではいかぬと思うんですよ。ですから、そう いった場合に、どういったアクションを起こ すのかということはやっぱり議論をしておく べきだと思うんですね。

○西岡勝成委員長 委員会としては、もう早速その結果を踏まえて、どちらにしてもまたこの委員会をやらさせていただいて、御議論をいただきたいと思います。

○岩中伸司委員 全体的な意見は全く私も変わらないと思うんですけれども、1点だけ。

チッソ、企業の動きというのは、この間の 国とのやりとりの中で、少しは軟化したとか、 いろいろチッソの考え方というのが、変わっ ! ○西岡勝成委員長 それでは、そのように取 たとかというのは、変わりつつあるとか、そ ういうのは感触として受けてこられて……ど うでしょうか。与党PTの、動きの中で、わ かる範囲でいいですが。原因企業の動きは…

○村田環境生活部長 基本的には、対チッソ との正式なやりとりというのは今からだろう と思います。

というのは、救済策の中身が決まらない以 上は、チッソに対する負担がどうだこうだと いうのは、基本的には正式な話はできないわ けですので、そういう意味では、報道等では 一部観測が出ておりますが、公式な意味では、 我々としては、チッソの考え方としてここで お話しできるものはないものだというふうに 思っております。

○西岡勝成委員長 ほかにございませんか。

じゃあ、ないようでありますと、我々、先 ほども申しましたように、21日、22日、正副 委員長で参りまして、皆様方の、委員会とし ての意見を述べさせていただきたいと思いま す。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮 りいたします。

議事次第に記載の事項については、閉会中 もなお継続審査する旨、会議規則第82条の規 定に基づき、議長に申し出ることとしてよろ しいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西岡勝成委員長 また、今後、与党PTか ら示される予定の救済策次第で、審議をいた だく必要がある場合には、臨時にお集まりい ただくこともあろうかと思いますが、その判 断につきましては、私に御一任をいただけれ ばと考えておりますので、よろしくお願い申 し上げます。

(「はい」と呼ぶ者あり)

り計らいます。

それでは、本日は終了させていただきます。 午後3時37分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により ここに署名する

水俣病対策特別委員会委員長